



## 住宅用火災警報器は設置されていますか？

みなさんの住宅には、住宅用火災警報器（以下、住警器とする）の取り付けが義務づけられています。「私の家はつけなくてもいいかな」と思っているあなた、そんな時に火災が発生したらどうしますか。住警器によって助かる命があります。

火災は決して他人事ではなく、どこの家庭にでも起こりうることです。火災の煙や熱を感知して、音声や警報音でいち早く知らせられるため、早期発見に大変有効です。

近年、全国的においても火災が多く発生しています。下北管内においても平成26年度は34件発生しています。また設置していても、いざという時に作動しないのであれば全く意味がありません。日頃からの作動確認やお手入れをしましょう。音が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ、下記（①、②）の可能性があります。詳しくは、下記をご覧ください。



### ①電池切れに注意しましょう。

住警器は電池が切れると作動しません。また、切れそうになった際は音や光で知らせてくれます。

### ②ホコリに注意しましょう。

ホコリが機器内に入ると誤作動を起こす場合があります。また、そのまま放っておくと故障の原因になりますので十分注意しましょう。

①の場合は、新しい電池に交換し様子を見ましょう。それでも鳴動するのであれば②のように警報器のセンサー部分を掃除してみましょう。それでもダメなら交換をお願いします。火災を起こさない、火災死亡者を出さない為にもみなさんのご協力をお願いします。

## 新車両更新のお知らせ

昭和62年に配備され27年間運用してきたタンク車を、平成26年度青森県核燃料物質等交付金事業により『水槽付消防ポンプ車兼用救助工作車』へ更新しました。

新車両は、2tの水槽、消防ポンプ、ウィンチ機能や救助用資機材を搭載し、火災現場のみならず、事故・災害時などの救助現場でも対応できるようになり、1台で2役もこなす多機能な消防車両です。



《今回配備された新車両》



《救助活動の際に使用する救助資器材》

